

第 1 1 2 号議案

四日市市都市計画マスタープラン

地域・地区別構想（小山田地区）決定案

【四日市市都市計画まちづくり条例第 2 2 条に基づく付議】

令和 3 年 2 月 4 日

四日市市都市計画審議会

子孫に残す 元気で住み続けられるまち 小山田

小山田地区
都市計画マスタープラン
(地域・地区別構想)

〔決 定 案〕

令和3年2月

四 日 市 市

はじめに

本市では、少子高齢、人口減少社会の到来の中で、今後とも本市が活力を持続していくための‘まちづくりの目標’として、「四日市市都市計画マスタープラン全体構想」（以下、「全体構想」という。）を平成14年7月に策定しました。その後、平成20年3月には「全体構想」の一部変更を行い、さらに、当初策定から一定の期間が経過していることから、平成23年7月に「全体構想」の改定を行いました。

改定後の「全体構想」では、まちづくりの基本的な考え方として、「生活者の視点に立つまちづくり」「既成市街地等の再整備と有効活用」「自然環境の保全と創出」「誰もが移動しやすい交通環境づくり」「市民と市の協働によるまちづくり」の5点を掲げ、活力ある地域社会の実現を市民と協働のまちづくりに求め、地区住民から提案される「地区まちづくり構想」をもとに都市計画マスタープラン地域・地区別構想を市で策定する道筋を示しました。

小山田地区は、本市の西南部に位置し、大部分が市街化調整区域となっており、丘陵地の茶畑と川沿いの水田に囲まれた農業集落が点在する自然豊かな地区です。

また、本市の内陸型産業用地の一つである「南部工業団地」が市街化区域（工業専用地域）となっています。

「全体構想」の中では、既存集落などが既存の樹林地や優良な農地など豊かな自然環境と共生し、良好な環境を維持していく「自然共生ゾーン」に位置しています。

本市では、都市計画まちづくり条例に基づき、小山田地区まちづくり構想策定委員会から提案された「小山田地区まちづくり構想」を踏まえ、「四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想（小山田地区）」（以下、「小山田地区都市計画マスタープラン」という。）を策定しました。

小山田地区都市計画マスタープランとは

- ◆本市の都市計画の基本的な方針である「全体構想」に基づく、小山田地区におけるまちづくりのアクションプランとなるものです。
- ◆概ね20年後を見通しつつ、今後10年間において必要な施策を中心に、小山田地区の今後のまちづくりの方向性を示したものです。
- ◆小山田地区の特徴や課題を踏まえ、活力ある地域社会と魅力的な地域づくりの実現のために、市民と市が果たすべき役割を示し、その実現にどのように取り組んでいくかを示したものです。
- ◆小山田地区のまちづくりの指針として、これをもとに様々な分野、人々との連携や協力を進めるためのものです。

目 次

第1章 小山田地区の特徴	1
第2章 小山田地区のまちづくりの基本的方向	2
第3章 小山田地区のまちづくりへの取り組み	
I 安全・安心なまちづくり	3
II 豊かな自然や農業環境の中で快適に暮らせるまちづくり	5
■ 概ね10年間に予定する地域整備の取り組み	7
■ 構 想 図	10
第4章 小山田地区都市計画マスタープランの実現に向けて	11

第1章 小山田地区の特徴

地区は、本市の西南部に位置し、西方に鈴鹿山脈を望み、内部川、鎌谷川、足見川、天白川といった川沿いの平野には水田が広がり、その背後の丘陵地には森林、茶畑が広がり、起伏に富んだ地形をなしています。

主要な道路としては、東西方向に県道宮妻峡線、県道四日市菰野大安線（ミルクロード）、南北方向に県道小林鹿間線、国道306号が通り、地区の東部には国道1号、23号のバイパス道路となる北勢バイパスが計画されています。

地区は工業専用地域である「南部工業団地」を除き、市街化調整区域となっており、豊かな自然環境のなかに複数の集落が形成されています。わが国全体の傾向と同様に徐々に人口が減少しており、高齢化率（65歳以上人口比率）も35%以上に上るなど、既存集落や農業の維持・活性化が課題となっています。

特徴的な土地利用としては、内陸型産業用地として開発された南部工業団地に加え、県道四日市菰野大安線（ミルクロード）、市道花川六名線（フラワーロード）の交差点付近には病院や福祉施設が立地しているほか、地区西部には民間のレクリエーション施設（公園）もあります。

また、地区北部には三重県環境保全事業団の新小山最終処分場と本市の南部埋立処分場があり、すでに役割を終えた廃棄物処理施設跡地（溶融処理施設、小山最終処分場）では将来的な活用が期待されています。

地区と中心市街地は、2路線のバス（水沢（笹川）線、水沢（室山）線）で結ばれていますが、令和2年9月末日にはバス1路線（長沢線）が廃線となりました。

これを受け、同年10月からは三重交通㈱と本市が共同で新たに市域南部の医療施設や商業施設を結ぶ路線バス（こにゅうどうくんライナー）の運行を開始したところであり、公共交通の維持も課題となっています。

地区に広がる優良農地などの豊かな自然環境の中で、既存集落を維持し、その美しさを未来につなげるまちづくりを進めることが求められています。

第2章 小山田地区のまちづくりの基本的方向

地区で策定された「小山田地区まちづくり構想」では、「世代・時代・地域を越えて つながろう・つなげよう小山田」の基本理念のもと、地区の将来像を「子孫に残す 元気で住み続けられるまち 小山田」と定め、「人と人とのつながりで、だれもが安全・安心に暮らせるまち」、「活気があり、快適に暮らせるまち」、「自然や農業を通じてまとまり、つながるまち」、「ふるさと愛を育み、発信するまち」の4つの基本目標のもと、取り組み方向が示されています。

これを踏まえ、本市では、都市整備の取り組みが必要な項目を整理して、まちづくりの基本的な方向を「子孫に残す 元気で住み続けられるまち 小山田」とし、この基本的な方向を実現するため、以下に示す、2つの柱から地区のまちづくりに取り組み、必要な施策・事業を展開していきます。

子孫に残す 元気で住み続けられるまち 小山田

I 安全・安心なまちづくり

II 豊かな自然や農業環境の中で快適に暮らせるまちづくり

第3章 小山田地区のまちづくりへの取り組み

I 安全・安心なまちづくり

(1) 災害に強いまちづくり

地区内を流れる内部川、鎌谷川、足見川では過去に水害が発生しており、川幅が狭い箇所があるなど、依然として浸水被害のおそれがあります。こうした危険箇所においては、三重県によって河川堤防の改修、河床の浚渫などが進められています。

また、地区内の既存集落では狭あい道路が多く、緊急車両の通行に支障をきたすおそれがあります。こうした場所では、昭和56年5月以前に建てられた耐震性の低い木造住宅やブロック塀が多数見受けられ、地震時の倒壊被害や避難時の通行に支障をきたすおそれがあることから、これらの安全性の向上が望まれます。

さらに急傾斜地崩壊危険区域^{*}や土砂災害特別警戒区域^{*}に指定された箇所もあります。

今後も、災害から大切な命を守るため、地域とともに災害に強いまちづくりを目指します。

今後の取り組みの方針

- ① 内部川、鎌谷川、足見川における河床の浚渫などの治水対策を地域とともに三重県に働きかけます。
- ② 「一級河川鈴鹿川水系（指定区間）河川整備計画」に基づく足見川の改修を地域とともに三重県に働きかけます。
- ③ 狭あい道路の解消に向け、建て替えなど集落内のリニューアルに合わせて後退用地を市が整備する「狭あい道路後退用地整備事業」に加えて、建築行為に合わせて後退用地の整備費用を市が補助する新たな制度を検討するなど、道路環境の早期改善に努めます。
- ④ 耐震性の低い木造住宅について、「木造住宅無料耐震診断」や「木造住宅耐震補助制度」により安全性の向上を支援します。
また、「木造住宅耐震補助制度」では、建て替えや利用転換に向けた建物の除却に対しても支援します。
- ⑤ 道路等に面し地震時に倒壊のおそれのあるブロック塀などの改善を促します。
このため、生垣への転換を「生垣設置助成金交付制度」により支援するとともに、早期改善に向けて、令和3年度までの期限付きで「ブロック塀等撤去費補助制度」を運用します。
- ⑥ 三重県が指定する急傾斜地崩壊危険区域^{*}の安全対策を、必要に応じて三重県に働きかけるとともに、土砂災害特別警戒区域内^{*}の住宅の移転を行う際は、「四日市市がけ地近接等危険住宅移転事業」により支援します。

※急傾斜地崩壊危険区域…急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、崩壊のおそれがあるため、崩壊対策工事や一定の行為制限を必要とする区域

※土砂災害特別警戒区域…急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域

(2) 生活道路の安全性向上

地区内の生活道路では朝夕の通学時間帯に通勤車両が流入するなど小・中学生の安全の確保が望まれる箇所があります。また、幹線道路においても歩道の幅員が狭く、危険な箇所があります。

こうした状況の改善に向け、通学路の整備などに取り組みます。

今後の取り組みの方針

- ① 通行量の多い県道宮妻峽線(西山町地内)における歩道の改良及び県道小林鹿間線(山田町地内)の通学路の交通安全対策を地域とともに三重県に働きかけます。
- ② 市道山田10号線では、引き続き、地域と整備内容の検討を行い、歩行空間の確保に努めます。
- ③ 市道水沢茶屋美里線について、「生活に身近な道路整備事業」により地域と連携しながら整備を進めます。
- ④ 市道西山山田線など通学路の歩行者安全対策を地域や関係機関と協議し、「通学路交通安全プログラム」や「生活に身近な道路整備事業」による改善に努めます。
- ⑤ 狭あい道路の解消に向け、建て替えなど集落内のリニューアルに合わせて後退用地を市が整備する「狭あい道路後退用地整備事業」に加えて、建築行為に合わせて後退用地の整備費用を市が補助する新たな制度を検討するなど、道路環境の早期改善に努めます。(再掲)

(3) 公共交通の利用促進と利便性向上

地区と中心市街地等を結ぶ路線バスには、水沢(笹川)線、水沢(室山)線がありますが、令和2年9月末日には長沢線が利用者の減少により廃線となっており、今後も路線バスの利用者が減少すると、さらなる減便や廃止が懸念されます。

こうした状況の中、令和2年10月から新たに市域南部の医療施設や商業施設を結ぶ「こにゅうどうくんライナー」を三重交通㈱と本市で共同運行を始めたところであり、地域の方々の積極的な利用が欠かせません。

そのため、住民、交通事業者、行政など関係者が一体となって、公共交通の利用促進や利便性向上に取り組みます。

今後の取り組みの方針

- ① 既存バス路線の維持に向け、地域と交通事業者とともに、利用促進に取り組みます。
- ② 公共交通不便地域における対策として、デマンド交通の活用などに取り組みます。
- ③ 将来的な実現化に向けて、自動運転技術の活用を検討します。

※デマンド交通…利用者の事前予約に応じて運行する交通システム

Ⅱ 豊かな自然や農業環境の中で快適に暮らせるまちづくり

(1) 既存集落の維持・活性化

市街化調整区域では、原則、建築行為は制限されており、農家住宅などを除き、あらかじめ、開発許可を受けなければなりません。この開発許可制度では、分家住宅、既存集落のための診療所、日用品や食料品の店舗などの地域サービス施設、幹線道路沿いにおけるガソリンスタンドなどの沿道サービス施設等の立地が認められています。

しかし、人口が減少傾向の中で既存集落では空き家も増加してきており、さらには、昭和56年5月以前に建てられた耐震性の低い木造住宅も多く、建て替えなどによる住環境の改善が望まれます。

そこで本市では、平成28年度に人口減少が進む市街化調整区域内の既存集落において、一定の定住人口を確保するため、これまでよりも住宅が建築しやすくなるよう、開発許可の規制を緩和し、小山田地区もその対象としました。

一方で、将来、憩いの場として活用が期待される三重県環境保全事業団の廃棄物処理施設跡地（溶融処理施設、小山最終処分場）などもあります。

引き続き、既存集落の維持に向けた住環境の改善を進めるとともに、豊かな自然環境や農を活かしつつ、地区の魅力向上を図ることで、地域コミュニティの維持・活性化を目指します。

今後の取り組みの方針

- ① 若者世代の定住促進など、地域が主体となって取り組む既存集落の維持・活性化について、地区計画制度の活用などの手法により支援します。
- ② 廃棄物処理施設跡地などでは、若者・子育て世帯の定着や交流人口の増に向けて、将来的な土地利用のあり方を地域と連携して検討し、その実現に努めます。
- ③ 既存集落の実態を踏まえ、定住人口の確保に向けたまちづくりにかかる空き家の活用や地区内の企業・団体と連携した空き家の活用について、地域とともに取り組みます。
- ④ 狭あい道路の解消に向け、建て替えなど集落内のリニューアルに合わせて後退用地を市が整備する「狭あい道路後退用地整備事業」に加えて、建築行為に合わせて後退用地の整備費用を市が補助する新たな制度を検討するなど、道路環境の早期改善に努めます。（再掲）
- ⑤ 耐震性の低い木造住宅について、「木造住宅無料耐震診断」や「木造住宅耐震補助制度」により安全性の向上を支援します。
また、「木造住宅耐震補助制度」では、建て替えや利用転換に向けた建物の除却に対しても支援します。（再掲）
- ⑥ 道路等に面し地震時に倒壊のおそれのあるブロック塀などの改善を促します。
このため、生垣への転換を「生垣設置助成金交付制度」により支援するとともに、早期改善に向けて、令和3年度までの期限付きで「ブロック塀等撤去費補助制度」を運用します。（再掲）

(2) 自然・景観の保全と農を活かしたまちづくり

地区には、自然が豊富にあり、ヒメコウホネなどの花々、ウグイスやキジなどの野鳥、ホタルなどが身近に見られます。

また、田園や茶畑の風景が広がるとともに、丘陵地には緑が生い茂り、起伏に富んだ地区特有の景観を創り出しています。

その中で、人の手が入らなくなり荒れ気味であった竹林をボランティアが整備したり、休耕田にひまわりやコスモスを植えたりするなど、住民主体の取り組みが行われています。

また、優良農地が広がる農業が盛んな地域ですが、担い手となる農業後継者の不足や高齢化に伴う離農により、耕作放棄地が増えており、農を守り、活用する取り組みが求められています。

今後も、地域とともに地区の豊かな自然を守り、美しい景観づくりに取り組むとともに、地区全体で取り組む農を活かしたまちづくりを目指します。

今後の取り組みの方針

- ① 里山保全活動や散策路整備などに対して、「市民緑地制度」や関係部署などの制度により支援します。
- ② 「花と緑いっぱい事業」や「生垣設置助成金交付制度」により緑化活動を支援します。
- ③ 良好な景観を維持するため、地域が主体となって取り組む景観形成のルールづくりについて、必要に応じて専門家派遣などで支援します。
- ④ 農を活かし、地域の魅力向上に資するような方策を地域とともに検討します。

概ね 10 年間に予定する地域整備の取り組み（まちづくり構想の提案項目併記）

小山田地区都市計画マスタープラン		
事業概要		
I 安全 安心なまちづくり	(1) 災害に強い まちづくり	<p>【対象区域】 内部川、鎌谷川、足見川、狭あい道路、地区全域</p> <p>【概要】</p> <p>① 内部川、鎌谷川、足見川における河床の浚渫などの治水対策を地域とともに三重県に働きかける。</p> <p>② 「一級河川鈴鹿川水系（指定区間）河川整備計画」に基づく足見川の改修を地域とともに三重県に働きかける。</p> <p>③ 市が整備する「狭あい道路後退用地整備事業」に加えて、建築行為に合わせて後退用地の整備費用を市が補助する新たな制度を検討するなど、道路環境の早期改善に努める。</p> <p>④ 「木造住宅無料耐震診断」や「木造住宅耐震改修費補助制度」により安全性の向上を支援し、建て替えや利用転換に向けた建物の除却に対しても支援。</p> <p>⑤ ブロック塀などから生垣への転換を「生垣設置助成金交付制度」により支援し、令和3年度までの期限付きで「ブロック塀等撤去費補助制度」を運用。</p> <p>⑥ 三重県が指定する急傾斜地崩壊危険区域の安全対策を、必要に応じて三重県に働きかけるとともに、土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転を行う際は、「四日市市がけ地近接等危険住宅移転事業」により支援。</p> <p>【実施時期】 ①、②地域との調整により実施 ③～⑥継続実施</p>

小山田地区まちづくり構想		
地域整備の内容		想定箇所
人と人とのつながりで だれもが安全 安心に暮らせるまち	<p>〔災害に強く、犯罪や事故に遭わないまちづくり ——自然災害予防の対策〕</p> <p>・自然災害の危険性がある箇所について、小山田地区防災連絡協議会における情報収集などを行い、早急な対策を行政に働きかけます。</p>	<p>内部川</p> <p>鎌谷川</p> <p>足見川</p>

※10年間に予定する取り組みは上記のとおりですが、今後、これらの整備に関する予算の確保に努めていきます。

※小山田地区から市にご提案いただいた「小山田地区まちづくり構想」のうち、地域整備に関係する提案項目を抜粋したものです。

I 安全 安心なまちづくり	(2) 生活道路の安全性 向上	<p>【対象区域】 県道宮妻峽線、県道小林鹿間線、市道山田10号線など地区内道路、狭あい道路</p> <p>【概要】</p> <p>① 通行量の多い県道宮妻峽線(西山町地内)における歩道の改良及び県道小林鹿間線(山田町内)の通学路の交通安全対策を地域とともに三重県に働きかける。</p> <p>② 市道山田10号線では、引き続き、地域と整備内容の検討を行い、歩行空間の確保に努める。</p> <p>③ 市道水沢茶屋美里線について、「生活に身近な道路整備事業」により地域と連携しながら整備を進める。</p> <p>④ 市道西山山田線など通学路の歩行者安全対策を地域や関係機関と協議し、「通学路交通安全プログラム」や「生活に身近な道路整備事業」による改善に努める。</p> <p>⑤ 市が整備する「狭あい道路後退用地整備事業」に加えて、建築行為に合わせて後退用地の整備費用を市が補助する新たな制度を検討するなど、道路環境の早期改善に努める。(再掲)</p> <p>【実施時期】 ①、④地域や関係機関との調整により実施 ②、③、⑤継続実施</p>
	(3) 公共交通の利用促進と利便性向上	<p>【対象区域】 地区全域</p> <p>【概要】</p> <p>① 既存バス路線の維持に向け、地域と交通事業者とともに、利用促進に取り組む。</p> <p>② 公共交通不便地域における対策として、デマンド交通の活用などに取り組む。</p> <p>③ 将来的な実現化に向けて、自動運転技術の活用を検討。</p> <p>【実施時期】 ①、②継続実施 ③地域や関係機関との調整により実施</p>

※10年間に予定する取り組みは上記のとおりですが、今後、これらの整備に関する予算の確保に努めていきます。

人と人のつながりで、だれもが安全安心に暮らせるまち	<p>【災害に強く、犯罪や事故に遭わないまちづくり——通学路、狭あい道路等の整備】</p> <p>・大型トラックの通行規制や速度規制につながるよう、ドライバーへのモラルの啓発を行います。</p> <p>・安心して歩けるよう、危険な箇所については交通安全対策を検討し、道路管理者に働きかけます。</p>	<p>県道宮妻峽線 (西山町地内)</p> <p>県道小林鹿間線 (山田町地内)</p> <p>市道山田10号線 (山田町地内)</p> <p>市道水沢茶屋美里線 (美里町地内)</p> <p>市道西山山田線 (西山町地内)</p>
	<p>【地区内外が移動しやすいまちづくり——南北方向への道路機能の強化】</p> <p>・地区住民の意識を高めながら、地区内における南北方向の移動の円滑化について検討し、行政に働きかけるとともに、地域としての協力体制の構築を図ります。</p>	
活気があり、快適に暮らせるまち	<p>【地区内外が移動しやすいまちづくり——その他の交通手段の活用】</p> <p>・交通弱者の移動手段確保のために、地区内コミュニティバス等の導入について検討します。</p> <p>その実現のため、資金、人(企業、NPOなど)については、既存資源(青山里会など)や四日市市自主運行バス事業補助金の活用を検討します。</p> <p>また、ルートについては、山田町を中心とした地区内循環ルートを検討します。</p>	

※小山田地区から市にご提案いただいた「小山田地区まちづくり構想」のうち、地域整備に関係する提案項目を抜粋したものです。

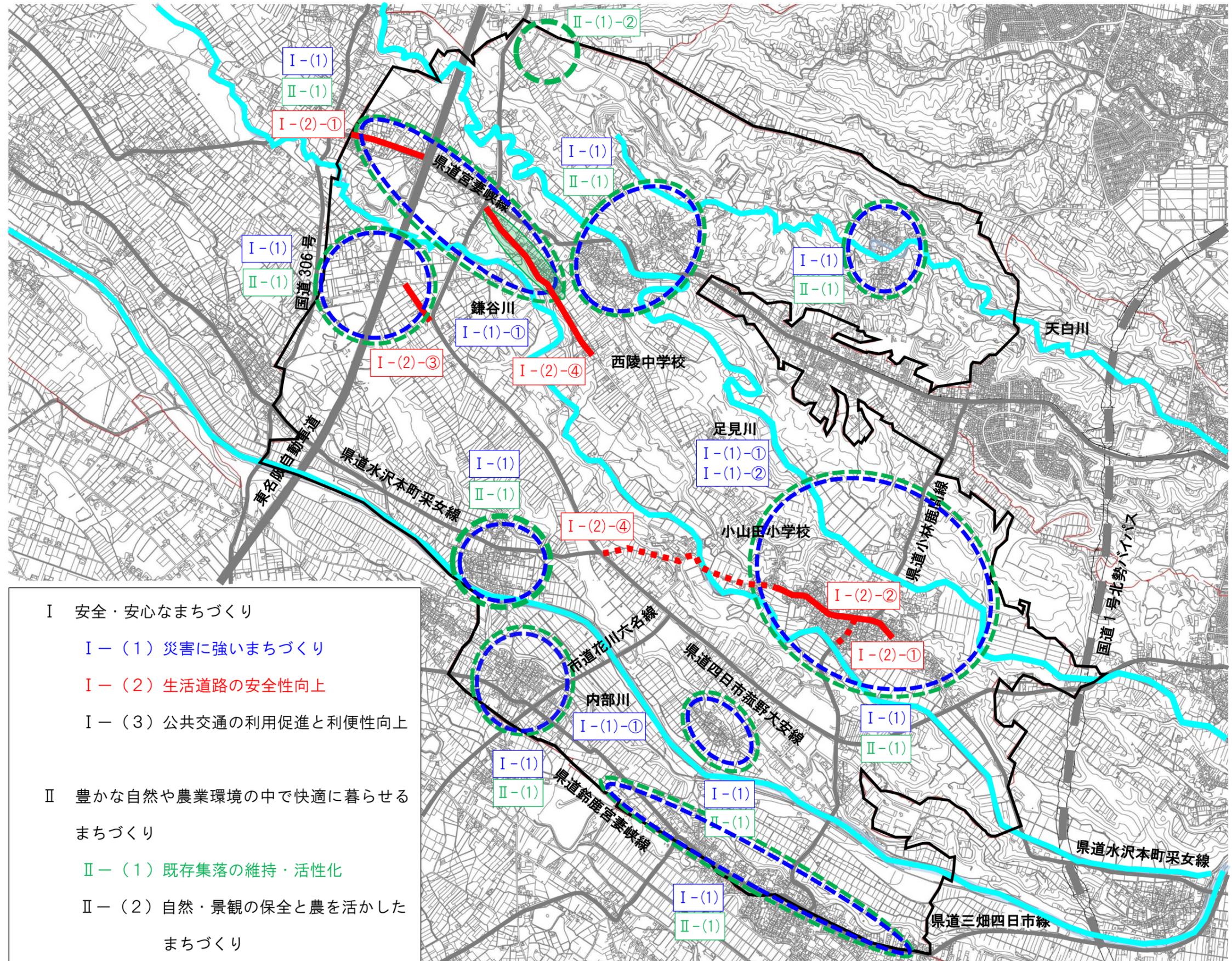
小山田地区都市計画マスタープラン	
事業概要	
Ⅱ 豊かな自然や農業環境の中で快適に暮らせるまちづくり	<p>(1) 既存集落の維持・活性化</p> <p>【対象区域】 既存集落及びその周辺、廃棄物処理施設跡地、狭あい道路</p> <p>【概要】</p> <p>① 若者世代の定住促進など、地域が主体となって取り組む既存集落の維持・活性化について、地区計画制度の活用などの手法により支援。</p> <p>② 廃棄物処理施設跡地などでは、若者・子育て世帯の定着や交流人口の増に向けて、将来的な土地利用のあり方を地域と連携して検討し、その実現に努める。</p> <p>③ 既存集落の実態を踏まえ、定住人口の確保に向けたまちづくりにかかる空き家の活用や地区内の企業・団体と連携した空き家の活用について、地域とともに取り組む。</p> <p>④ 市が整備する「狭あい道路後退用地整備事業」に加えて、建築行為に合わせて後退用地の整備費用を市が補助する新たな制度を検討するなど、道路環境の早期改善に努める。(再掲)</p> <p>⑤ 「木造住宅無料耐震診断」や「木造住宅耐震改修費補助制度」により安全性の向上を支援し、建て替えや利用転換に向けた建物の除却に対しても支援。(再掲)</p> <p>⑥ ブロック塀などから生垣への転換を「生垣設置助成金交付制度」により支援し、令和3年度までの期限付きで「ブロック塀等撤去費補助制度」を運用。(再掲)</p> <p>【実施時期】 ①～③地域との調整により実施 ④～⑥継続実施</p>
	<p>(2) 自然・景観の保全と農を活かしたまちづくり</p> <p>【対象区域】 地区全域</p> <p>【概要】</p> <p>① 里山保全活動や散策路整備などに対して、「市民緑地制度」や関係部署などの制度により支援。</p> <p>② 「花と緑いっぱい事業」や「生垣設置助成金交付制度」により緑化活動を支援。</p> <p>③ 良好な景観を維持するため、地域が主体となって取り組む景観形成のルールづくりについて、必要に応じて専門家派遣などで支援。</p> <p>④ 農を活かし、地域の魅力向上に資するような方策を地域と共に検討。</p> <p>【実施時期】 ①、③、④地域との調整により実施 ②継続実施</p>

※10年間に予定する取り組みは上記のとおりですが、今後、これらの整備に関する予算の確保に努めていきます。

小山田地区まちづくり構想		
	地域整備の内容	想定箇所
活気があり、快適に暮らせるまち	<p>【若者などが気軽に住める(戻ってこられる)まちづくり——若年世帯の居住促進環境の創出】</p> <p>・Uターン・Iターン等による新規居住者を増やすため、四日市市の住み替え支援事業等を活用します。また、若者などが居住しやすい環境を整えるとともに、条件の良さのPRに努めます。</p>	
	<p>【若者などが気軽に住める(戻ってこられる)まちづくり——空き家、空き農地の活用による居住環境の整備】</p> <p>・空き家や遊休農地を有効に活用できるよう、情報を集めて提供するなど、地域のサポート体制を検討します。</p>	
	<p>【地区内に拠点ができ、集えるまちづくり——スポーツ施設や公園等の設置促進】</p> <p>・旧環境保全事業団用地、幸福村公園など、企業・団体が所有する緑地等の敷地を利用した散歩道、ジョギングコース、また子どもから大人までが憩える場などの整備を働きかけます。整備にあたっては、地域も協働で取り組みます。</p>	<p>廃棄物処理施設跡地 (溶融処理施設、小山最終処分場)</p>
自然や農業を通じてまとめ、つながるまち	<p>【自然と美しい景観を守るまちづくり——自然や景観の保護、活用】</p> <p>・自然資源の現状把握(洗い出し)を行い、「山田町自然を守る会」をはじめとする今ある自然や景観を守る取り組みの継続や強化を図っていきます。</p>	
	<p>【地区全体で取り組む農業のまちづくり——農業を生かした組織づくり】</p> <p>・小山田地区のまちづくりでは、「どうすれば持続可能な農業ができるか」や「農地をいかに守り、後世に残していくか」をテーマに、小山田地区で農業を考えるための組織をつくり、荒れ地対策など、農業を守る取り組みを進めます。</p>	

※小山田地区から市にご提案いただいた「小山田地区まちづくり構想」のうち、地域整備に関係する提案項目を抜粋したものです。

構想図



- I 安全・安心なまちづくり
 - I-1 災害に強いまちづくり
 - I-2 生活道路の安全性向上
 - I-3 公共交通の利用促進と利便性向上
- II 豊かな自然や農業環境の中で快適に暮らせるまちづくり
 - II-1 既存集落の維持・活性化
 - II-2 自然・景観の保全と農を活かしたまちづくり

第4章 小山田地区都市計画マスタープランの実現に向けて

I 多様な主体の参画と協働によるまちづくり

地区住民や社会のニーズが多様化する中で、小山田地区の活力を支えていくために、地域の皆さんで、共有できる将来像を育みながら、一人ひとりがまちづくりに関わり行動することが大切です。

また、地域の特性に応じたまちづくりを進めるためには、地域と行政の双方向のコミュニケーションと適切な役割分担が欠かせません。

このため、まちづくりの総合的な調整や調査・研究並びに情報発信など、小山田地区都市計画マスタープランの実現に向けて、地域と市が連携した取り組みを進めます。

今後の取り組みの方針

- ① プランの実現に向けた、地域のまちづくり組織と市が連携した体制の構築
- ② 多様なまちづくり主体の参画の促進

II 継続的なフォローアップ

少子高齢化や人口減少時代の到来など地域社会を取り巻く状況は大きく変わりつつありますが、この小山田というまちが地域に暮らす皆さんの生活の場であり故郷であることに変わりはありません。

小山田地区が「子孫に残す 元気で住み続けられるまち」であるためには、地域の特色を活かした様々な取り組みにより、暮らしやすい環境を実現していくことが必要です。

このため、地域と行政が協働で、地域のまちづくり活動と関連する行政分野の施策及び事業との連携を図りつつ、プランの進捗や地域の状況の変化に応じた継続的なフォローアップに努めます。

今後の取り組みの方針

- ① 地域のまちづくり活動と連携した、小山田地区都市計画マスタープランの進行管理
- ② プランの進捗や地域の状況の変化に応じた継続的なフォローアップ